

仕 様 書（概略版）

1 業務名

違法放置等物件解消作業業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市管理の道路上における違法放置等物件（車両等）の放置状態を解消し、もって道路の通行の安全を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで
ただし、作業は令和7年3月7日（金）までに行うものとする。

4 履行場所

京都市伏見区内
詳細は、参加検討表明書の提出者に別途提示

5 業務範囲

詳細は、参加検討表明書の提出者に別途提示

6 業務内容

作業実施に必要な各種手続き等を行った上で、一般交通の安全を確保しつつ、適法な手段をもって、本市が指定する違法放置等物件（車両等）13台を、本市が指定する場所（詳細は、参加検討表明書の提出者に別途提示）に運搬、搬入すること。

7 作業実施日の決定

作業実施日（以下、「作業日」という。）は、本市と受注者との協議により1日単位で決定することとし、現場状況の変化により、提案書の違法放置等物件の運搬・搬入の組合せを変更するなど、柔軟に対応すること。

ただし、作業は、令和7年3月7日までに実施する。

8 業務履行に係る確認事項

（1）作業日に間に合うよう作業実施に必要な各種手続きを行い、許可を得ること。また、作業実施日までに、本市担当者に許可証等の写しを提出すること。

許可証等の写しとは、例えば、特殊車両通行許可申請（本市道路明示課他）、道路使用許可申請（所轄警察署）、制限外積載許可申請（所轄警察署）など、各作業に必要なものの写しのことである。

（2）作業に間に合うよう、作業に必要な特殊車両やクレーンの準備（予約、契約等）を行い、その準備が完了したことのわかる書類（契約書、メール、FAX等）の写しを、作業日までに、

本市担当者に提出すること。

- (3) 作業日当日に、本市担当者が、参集した作業員人数及び使用車両の確認を行う。

9 支払い条件

- (1) 本業務については、前払金は支払わない。
- (2) 履行期間内において、本業務が適切に履行されたことを確認したうえで、本業務に係る経費を支払うこととし、履行期限の延長はしない。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事情、及び双方の責に帰することができない事情（天候や洪水等自然現象による場合）によって作業を中止とした場合、準備等に要した経費は受注者が負担する。
- (4) 上記（3）の場合を除き、作業を中止した場合、受注者が準備等に要した費用を支出したときは、その費用の請求があれば、契約金額を上限として、それらの経費のうち必要と認められる費用を本市が支払う。ただし、その根拠となる資料（特殊車両等にかかる契約書、領収書）を提出すること。なお、作業日に参集しただけの場合の人件費は、参集人数に本市公表の単価（京都市土木積算システム設計単価）を乗じた金額の60%（労働基準法第26条による）とする。
- (5) 上記（4）の場合、当初の契約金額を変更した変更契約書を締結したうえで、委託料を支払う（精算払い）。

10 その他留意事項等

- (1) 本業務の履行にあたっては、各種法令を遵守すること。

例)

- ・ 違法放置等物件（車両等）をトラックやトレーラー等に積載し運搬する場合、使用する車両（トレーラーヘッドを含む）は緑ナンバー車（一般貨物自動車運送事業の許可を有している）であること。
 - ・ 違法放置等物件（車両等）に積載された荷物を別途運送する場合も、使用する車両は緑ナンバー（一般貨物自動車運送事業の許可を有している）であること。
 - ・ 使用する車両が、特殊車両通行許可申請が必要な場合、手続きを行うこと。
 - ・ 車両制限外積載となる場合（例えば、積載後の高さが3.8mを超える場合等）、所轄警察署（伏見警察署）の許可を得ること。
 - ・ 作業に必要な道路使用許可手続きを行うこと。
- (2) 受注者は、業務を行う上で知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (3) 作業の際、第三者に損害を与えた場合は受注者の責任にて対応すること。
- (4) 作業の実施にあたって必要な他の官公庁への手続きや、鉄道事業者との調整は、本市及び受注者が協力して行う。ただし、手続きに必要な資料等は、受注者が作成すること。
- (5) 契約後、違法放置等物件（車両等）の占有・管理者等が、違法放置等物件（車両等）を他の場所に移動した場合、本作業履行の可否は本市と受注者で協議の上で決定する。
- (6) 作業時注意事項
- ・ 違法放置等物件（車両等）は分解等をせず、現状有姿で運搬すること。

- ・違法放置等物件（車両等）の運搬後、その周辺に放置されているゴミ等は、通行の支障にならないよう、路肩にまとめること。

1 1 提出書類

- ・下請け通知書
- ・作業実施に必要な各種手続きの許可証等の写し
- ・写真（放置箇所での着手前・作業中・完了時、搬入先での着手前・作業中・完了時）
- ・完了届
- ・請求書